



今月の記事

● 日本年金機構

- ・ 標準報酬月額の変更届への通知のお願い 2
- ・ 被保険者報酬月額変更届・70歳以上被用者月額変更届提出のお願い
- ・ 学生のみなさま 新型コロナウイルス感染症の影響により国民年金保険料の納付が困難な方へ 3

● 全国健康保険協会 佐賀支部

- ・ こんな時どうする? 交通事故等によりケガをしたとき 4
- ・ 協会けんぽ2021(令和3)年度決算(見込み)のお知らせ 5

● 佐賀県社会保険協会

- ・ 社会保険事務講習会のご案内 6
- ・ 熱中症予防×コロナ感染防止 7

- ・ 年金相談窓口開設等 8
- ・ 社会保険料の納付には口座振替をご利用ください 8

職場内で回覧しましょう

事業主の皆様へ

標準報酬月額に従業員様への通知のお願い

被保険者報酬月額算定基礎届により決定された標準報酬月額は令和4年9月1日から適用となります。

決定後の標準報酬月額について、被保険者(従業員)の皆様へ通知いただきますようお願いいたします。

被保険者報酬月額変更届・ 70歳以上被用者月額変更届提出のお願い

標準報酬月額は、「被保険者資格取得届」や「被保険者報酬月額算定基礎届」により決定しますが、昇(降)給により報酬が大幅に変動した場合は、「被保険者報酬月額変更届・70歳以上被用者月額変更届」により標準報酬月額の随時改定を行うこととなり、固定的賃金の変動し、その報酬を支払った月から数えて4か月目に新たな標準報酬月額が適用されます。

たとえば、5月支払い分から変動があった場合は、8月分保険料(令和4年9月30日納付期限分)から適用となります。

随時改定は次の3つの条件すべてにあてはまる場合に行います。

- ① 昇給または降給等により固定的賃金に変動があった。
- ② 従前の標準報酬月額と、変動月から3か月間に支払われた報酬の平均額による標準報酬月額との間に2等級以上の差が生じた。
- ③ 変動月から3か月間の支払基礎日数が各月17日以上(特定適用事業所に勤務する短時間労働者の場合は11日以上)ある。

ただし、**次の場合は、随時改定の対象となりません**ので、「被保険者報酬月額変更届・70歳以上被用者月額変更届」の提出は不要です。

- ① 固定的賃金は上がったが、変動後の引き続いた3か月分の報酬の平均額による標準報酬月額が従前より下がり、2等級以上の差が生じた場合
- ② 固定的賃金は下がったが、変動後の引き続いた3か月分の報酬の平均額による標準報酬月額が従前より上がり、2等級以上の差が生じた場合

お問い合わせ先

●各年金事務所 厚生年金適用調査課

学生のみなさま

新型コロナウイルス感染症の影響により国民年金保険料の納付が困難な方へ

国民年金保険料の特例申請が可能です!

今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、収入源となる業務の喪失等が生じて所得が相当程度まで下がった場合は、臨時特例措置として本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより、国民年金保険料学生納付特例申請が可能です。

対象となる学生

以下、いずれにも該当する方が対象となります。

- | | |
|--------------------------|---|
| ①新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少 | 令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により業務が失われた等により収入が減少したこと。 |
| ②所得が相当程度まで下がった場合 | 令和3年1月以降の所得の状況からみて、所得見込額(※)が、学生納付特例基準相当になることが見込まれる方 |

※令和3年1月以降の任意の月における所得額を12か月分に換算し、見込みの経費等を控除し算出します。

申請の対象となる期間

令和4年度分 **令和4年4月分から令和5年3月分まで**

※過去の年度についてもそれぞれ申請が可能です。詳しくは日本年金機構HPをご覧ください。

申請に必要なもの

1. 国民年金保険料学生納付特例申請書
※「⑫特例認定区分」欄の「3.その他」に○をし、「臨時特例」と記入してください。
2. 所得の申立書(簡易な所得見込額の申立書(臨時特例用))
3. 学生証のコピー



申請方法

- 国民年金保険料学生納付特例申請書、所得の申立書は、日本年金機構ホームページからダウンロードができます。
 - 申請書の提出先は、住所地の市区役所・町村役場の国民年金担当窓口、または年金事務所です。
- ※新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、郵送での提出を是非ご活用ください。



日本年金機構ホームページはこちら▶

お問い合わせ先

<お問い合わせ等ありましたら、ねんきん加入者ダイヤルまたは年金事務所におかけください。>

ねんきん加入者ダイヤル **TEL 0570-003-004**

月～金曜日 8:30～19:00 / 第2土曜日 9:30～16:00

社会保険料(国民年金保険料)は納付期限内に納付しましょう。
令和4年9月分保険料の納付期限は**令和4年10月31日(月)**です。



こんな時どうする？ 交通事故等によりケガをしたとき



交通事故等でケガをした場合はどうなるの？

交通事故等、第三者の行為が原因でケガをした場合でも、工作中（業務災害）や通勤途中の事故が原因でなければ、健康保険で診療を受けることができます。ただし、この場合には「第三者等の行為による傷病（事故）届」の提出が必要となります。

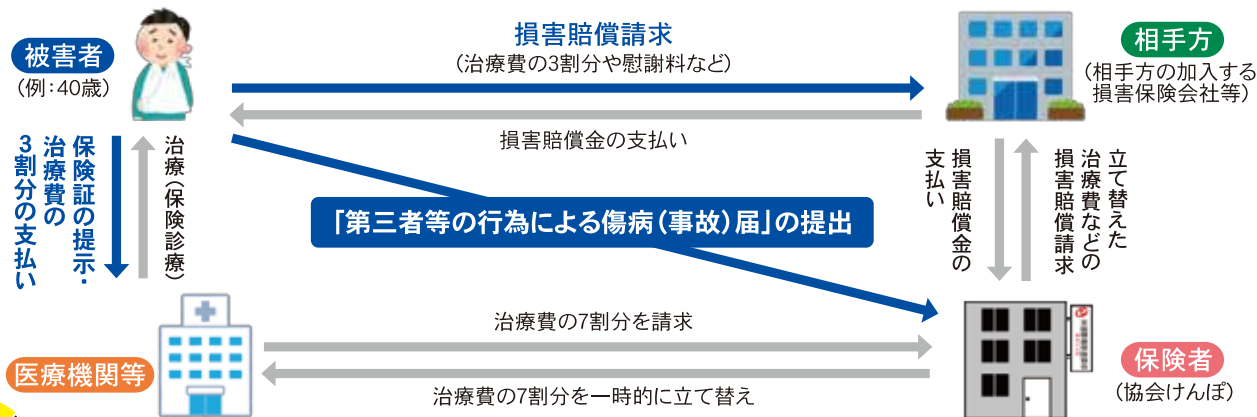
- 交通事故（他人との接触事故）
 - 暴力行為 ● 他人の犬にかまれた など
- 第三者の行為でケガをした場合

保険証を利用して診察を受けたとき
「第三者等の行為による傷病（事故）届」を提出します



健康保険給付の流れは？

協会けんぽ（健康保険）は、本来、相手方（加害者）が支払うべき治療費を一時的に立て替えて支払い、その後相手方（加害者）に損害賠償請求することになります。そのため、「第三者等の行為による傷病（事故）届」の提出が必要となります。



交通事故等の場合に必要書類

「交通事故、自損事故、第三者（他人）等の行為による傷病（事故）届」をはじめとした、以下の書類が必要となります。

①「交通事故、自損事故、第三者（他人）等の行為による傷病（事故）届」

基本的に被保険者等が記入することになりますが、相手方（損害保険会社等）に依頼できる場合は、相手方による記入も可能です。交通事故証明書を参考に記入してください。

②「負傷原因報告書（負傷原因届）」

負傷した時の状況をできるだけ詳しく記入してください。

③「事故発生状況報告書」

交通事故の場合、事故の状況や過失割合を判断する上で、重要な書類となりますので、できるだけ詳しく記入してください。

④「損害賠償金納付確約書・念書」

相手方（加害者）に記入していただく書類です。事故等の状況によっては、署名に協力していただけない場合があります。その場合は、余白に記入していただけない理由を書いてください。

⑤「同意書」

協会けんぽが相手方の損害保険会社等へ損害賠償請求をする際、医療費の内訳（診療報酬明細書の写等）を添付します。相手方へ個人情報を提供することになるため、ご本人の同意が必要となります。併せて、協会けんぽが損害賠償請求権を取得することの明確化と今後の示談進捗状況の報告をお願いする書類です。

⑥「その他の提出書類」

交通事故の場合、「交通事故証明書」（自動車安全運転センターが発行）を必ず添付してください。

※物損事故等の場合は、「人身事故証明書入手不能理由書」も必要となります。

第三者行為による傷病届等はホームページからダウンロードできます
協会けんぽホームページ ▶ こんな時に健保 ▶ 第三者行為の事故にあったとき



<協会けんぽHP>



協会けんぽ 2021（令和3）年度決算（見込み）のお知らせ

2021年度の決算（見込み）のポイント

2021年度決算は、前年度から一転して、減少していた医療費の反動増等によって医療費が新型コロナの感染拡大前の水準を上回り、支出が大きく増加しました。そのため、2021年度決算の収支差は**2,991億円となり、前年度の6,183億円から大幅に減少しました。**

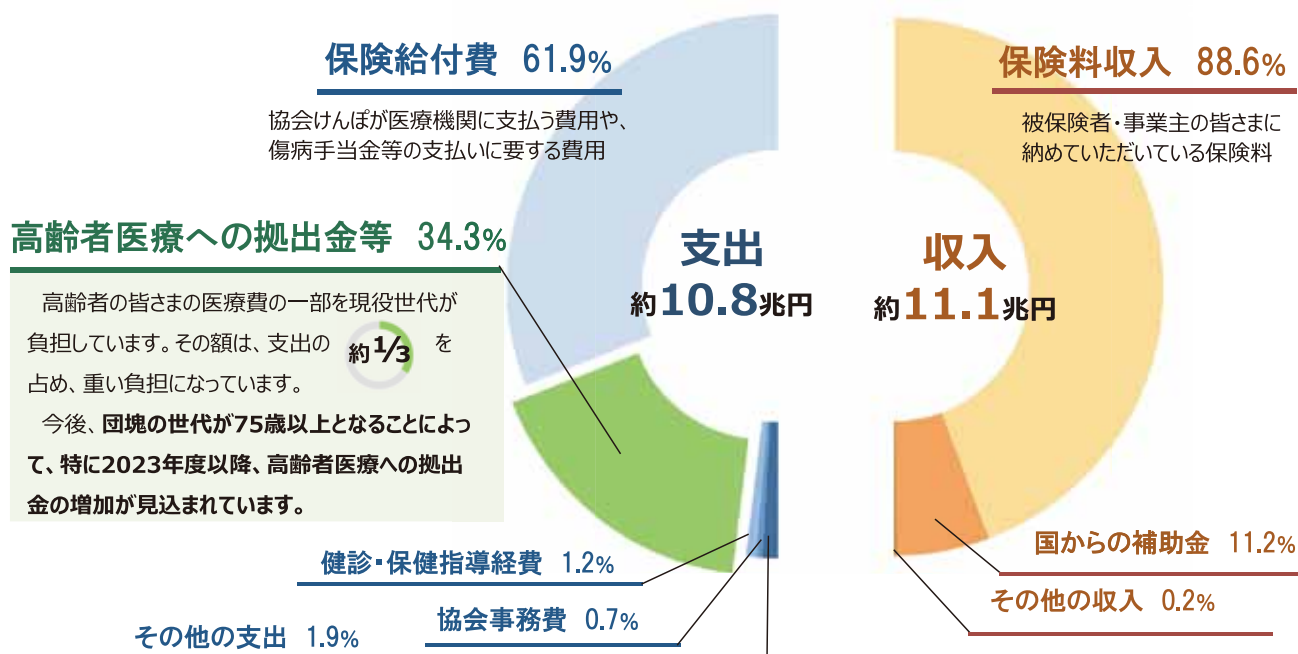
※ 詳しくは、協会けんぽホームページをご覧ください。

2021年度決算（見込み） | 医療分

収入	11兆1,280億円	(+3,630億円)
支出	10兆8,289億円	(+6,822億円)

収支差	2,991億円	(▲3,192億円)
準備金	4兆3,094億円	(+2,991億円)

※（ ）内は、対前年度比。



Q.2021年度の決算は黒字額が大幅に減少しましたが、協会けんぽの財政は今後どのような見通しなのでしょうか？

A. 協会けんぽの財政は、以下の理由から楽観を許さない状況です。

- ・ 被保険者数の伸びが鈍化傾向にあることや、不透明さを増す経済状況等によって、**コロナ禍前のような保険料収入の増加が今後も続くとは期待できません。**
- ・ 支出面では、**医療給付費がコロナ禍前の水準を上回って推移していることや、今後、団塊の世代が75歳になり始め、後期高齢者が増加することによって、高齢者医療への拠出金の増加が見込まれています。**

こうした状況を踏まえ、協会は、将来を見据えて、加入者の健康増進の取り組みを中心とした医療費の適正化をさらに推進するとともに、安定した財政運営に努めてまいります。



メルマガのご登録はこちらから!
役立つ情報が満載です!





社会保険事務講習会のご案内

『公的年金給付に関する講習会』

年金制度等について学びます。

地区	日時	会場
武雄会場	令和4年9月12日(月)	武雄市文化会館 (武雄市武雄町武雄5538-1)
唐津会場	令和4年9月14日(水)	高齢者ふれあい会館りふれ (唐津市ニタ子3-155-4)
鳥栖会場	令和4年9月15日(木)	サンメッセ鳥栖 (鳥栖市本鳥栖町1819)
佐賀会場	令和4年9月22日(木)	アバンセ (佐賀市天神3-2-11)

講師 ● 社会保険労務士

● 実施時間 各会場共通 13:20受付 ▶ 13:40開始 ▶ 16:00終了予定

募集定員 佐賀・武雄…**50名** 鳥栖・唐津…**30名**
 (定員になり次第締め切りますので、締切後の申込者には3日以内にご連絡します。)
 受講決定者の方には開催日2週間前から順次、案内のハガキをお送り致します。

対象者 社会保険事務担当者の方

参加料 **会員事業所は無料**
 (但し、非会員事業所及び令和4年度会費未納事業所は資料代として3,000円のご負担をお願いします。)

申込方法 下記の参加申込書にご記入の上、**FAX**または**郵送**にてお申し込み下さい。

お申込み
お問合せ
一般財団法人 佐賀県社会保険協会 〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階
TEL.0952-26-3171 FAX.0952-26-3377



社会保険事務講習会 参加申込書

整理番号				宛名シールの左下の番号。 おわかりになる範囲で結構です。
参加希望 会場日時	『公的年金給付に関する講習会』 (武雄・唐津・鳥栖・佐賀)会場 令和4年 月 日()			
参加者氏名				
事業所名				
事業所所在地	〒 事業所電話番号 () -			
分からない部分・知りたい内容などありましたら、お書きください。				

※ 申込書にご記入いただきました情報は、この事務講習会以外の目的には使用いたしません。



熱中症予防 × コロナ感染防止

熱中症を防ぐために 屋外ではマスクをはずしましょう

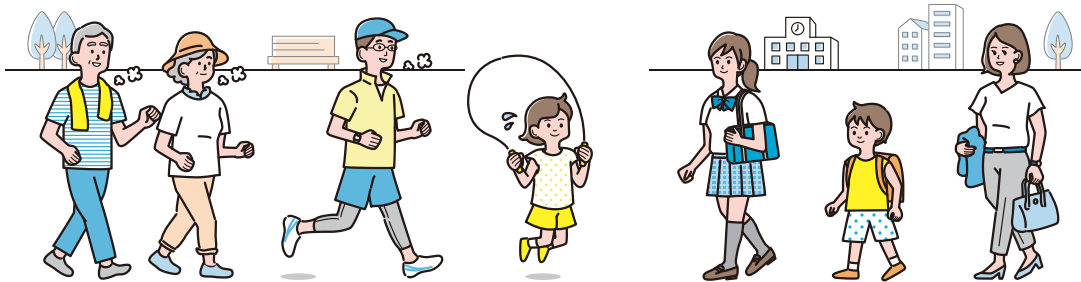
屋外ではマスク着用により、熱中症のリスクが高まります

特に運動時には、忘れずにマスクをはずしましょう



近距離で
(2m以内を目安)
会話をする時は
マスクの着用を

屋外での散歩やランニング、通勤、通学等も
マスクの着用は必要ありません



屋内でも
マスクが必要ない
場合があります

- ・人との距離(2m以上を目安)が確保できて、会話をほとんど行わない場合は、マスクを着用する必要はありません。
- ・マスクを着用する場合でも、屋内で熱中症のリスクが高い場合には、エアコンや扇風機、換気により、温度や湿度を調整して暑さを避け、こまめに水分補給をしましょう。



感染症対策におけるマスクの着用について

熱中症に関する
詳しい情報
(環境省HP)



新型コロナウイルス
感染症に関する情報
(厚生労働省HP)



(一般用)



(子ども用)

令和4年10月 年金相談窓口開設カレンダー						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3 伊万里市役所 (予約) 年金事務所 延長相談19時まで	4 鹿島市役所 (予約)	5 多久市役所 (予約)	6	7 伊万里市役所 (予約)	8 年金事務所 休日相談日 (予約)
9	10	11 基山町役場 (予約) 年金事務所 延長相談19時まで	12 有田町役場 (予約)	13	14 伊万里市役所 (予約)	15
16	17 年金事務所 延長相談 19時まで	18 鹿島市役所 (予約)	19 多久市役所 (予約)	20	21 伊万里市役所 (予約)	22
23/30	24/31 年金事務所 延長相談19時まで	25 基山町役場 (予約)	26	27	28 伊万里市役所 (予約)	29

年金事務所受付時間：平日(月曜～金曜)の8:30～17:15まで

年金相談の 時間延長	週初めの開所日 17:15～19:00	年金事務所 休日相談日	県内年金事務所の休日相談日 受付時間 9:30～16:00
---------------	------------------------	----------------	----------------------------------

第2土曜日の休日相談については予約制です。

※新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、出張相談を中止する場合があります。

街角の年金相談センター鳥栖(オフィス)でも平日の相談を行っています。受付時間は8:30～17:15です。相談は予約制です。相談のご予約は専用ダイヤル0942-50-8151で受け付けております。こちらをご利用下さい。

お問い合わせ	● 佐賀年金事務所 TEL0952-31-4191	自動音声後、担当部署のダイヤルを押してください (音声途中でも可)。 お客様相談室：① 厚生年金適用調査課：③ 国民年金課：② 厚生年金徴収課：④
	● 唐津年金事務所 TEL0955-72-5161	
	● 武雄年金事務所 TEL0954-23-0121	

出張相談【予約制】		
出張相談所	開設日・相談時間	予約申込先
多久市役所	第1・3水曜日 10:00～16:00	佐賀年金事務所 0952-31-4191
	第2・4火曜日 10:00～16:00	
基山町役場	第1月曜日・毎週金曜日 9:30～15:30	唐津年金事務所 0955-72-5161
	第1・3火曜日 10:00～16:00	
伊万里市役所	第2水曜日 10:00～15:00	武雄年金事務所 0954-23-0121
	第1・3火曜日 10:00～16:00	

※いずれの日も12:00～13:00の時間帯は除きます。
※年金事務所では予約による年金相談を受付けておりますので、希望される日の前日までにお申込みください。

予約申込先
「予約受付専用電話」
☎0570-05-4890(ナビダイヤル)
050で始まる電話でおかけになる場合は
☎03-6631-7521(一般電話)
受付時間：月～金曜日(平日) 8:30～17:15まで
※土・日・祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。
予約相談希望日の1か月前から前日まで受付しています。
ご連絡の際は、基礎年金番号の分かる年金手帳や年金証書か個人番号
(マイナンバー)の分かるものをご準備ください。

社会保険料の納付には口座振替をご利用ください!

- 毎月、金融機関に出向く必要がないので便利です。
- 口座振替手数料のご負担は不要です。● 全国の金融機関がご利用になれます。
→ 銀行、ゆうちょ銀行、信用金庫、労働金庫、農協等の口座から振替が可能です。
※一部お取り扱いの出来ない金融機関がございます(インターネット専門銀行等)。
- 毎月末日に、前月分の保険料をご指定の口座からお引き落としします。
※振替当日の残高が不足していた等の事情で口座振替が出来なかった場合は、後日、送付される納付書にて、金融機関等の窓口で納付していただくことになります。



申請用紙は日本年金機構ホームページ(<https://www.nenkin.go.jp/>)よりダウンロードいただくか、お近くの年金事務所へお問い合わせください。

お問い合わせ先 ● 各年金事務所 厚生年金適用調査課・厚生年金徴収課

事業所の所在地や名称等に変更があった場合は当協会にもお知らせください

届出は **FAX.0952-26-3377** か **郵送** でお願いします。 一般財団法人 佐賀県社会保険協会
佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階

会員事業所登録事項変更届

佐賀県社会保険協会あて

令和 年 月 日

会員整理番号	電話番号
事業所名	ご担当者名

《該当する欄をご記入ください》

変更後

事業所名	
所在地	
電話番号	